

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改正案	現行
<p>（用語）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 特定移動通信役務 法第十二条の二第四項第二号ニに規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務</p> <p>五～八（略）</p> <p>（登録の更新）</p> <p>第四条の二 法第十二条の二第二項において準用する法第十条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。</p> <p>2 法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の法第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第二によるものとする。</p> <p>3 法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 様式第三によるネットワーク構成図</p> <p>二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類</p> <p>三 申請者の行う電気通信事業以外の事業の概要</p>	<p>（用語）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 特定移動通信役務 法第三十四条第一項に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務</p> <p>五～八（略）</p>

- 
- 四 申請者が法人であるときは、次に掲げる書類
    - イ 定款の謄本及び登記事項証明書
    - ロ 役員の名簿及び履歴書
    - ハ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
  - 五 申請者が法人以外の団体であるときは、次に掲げる書類
    - イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
    - ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
    - ハ 団体の財産の状況を記載した書類
  - 六 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類
    - イ 氏名、住所及び生年月日を証する書類
    - ロ 履歴書
    - ハ 資産目録
  - 七 法第十二条の二第一項の規定による登録の更新を受けようとする事由、当該事由が生じた日等に関する様式第四の二による書類
  - 八 前号の事由が、申請者がその特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。）と合併（合併後存続する法人が申請者である場合に限る。）をしたとき又はその特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業（当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。次号において同じ。）の全部若しくは一部を承継したときである場合には、次に掲げる書類
-

- イ 合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- ロ 合併又は分割の条件に関する説明書
- 九 第七号の事由が、申請者の特定関係法人以外の者が申請者に電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類
  - イ 譲渡しに関する契約書の写し
  - ロ 譲渡価額の算出の根拠その他譲渡の実施に関する細目を記載した書類
- 十 第七号の事由が生じた日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第四の三の事業収支見積書
- 十一 所要資金（第七号の事由に関し申請者が金銭等（金銭その他の財産をいう。以下この号において同じ。）を支払った場合における当該金銭等をいう。）の額及び調達方法を記載した書類
- 十二 電気通信業務に関する組織図（内部管理に関する業務を行う部門に関するものを含む。）
- 十三 電気通信業務に関する社内規則等（法令等の遵守に関する方針及び手続を含む社内規則その他これに準ずるものをいう。）
- 十四 第七号の事由が生じたことにより次に掲げる事項（他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に関係を有しないものを除く。）を変更した、又は変更しようとする場合には、その内容を記載した書類
- イ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の概要

ロ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続条件

ハ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の他の電気通信事業者との共用の条件

二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の条件

ホ 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の条件（二に掲げるものを除く。）

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、他の電気通信事業者又は申請者の利用者の権利又は義務に重要な関係を有する事項

十五 その他その電気通信事業の登録の更新の申請に関し特に必要な事項を記載した書類

（特定電気通信設備の基準等）

第四条の三 法第十二条の二第四項第二号ロの総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について十分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度又は芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。

2 法第十二条の二第四項第二号ロの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する

電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

第四条の四 法第十二条の二第四項第二号二の総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信

二 無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものの無線局による無線通信

2 法第十二条の二第四項第二号二の総務省令で定める割合は、百分の三とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同号二の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。

一 当該電気通信事業者が設置する当該伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内に設置されている全ての同種の伝送路

設備（前号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備（第一号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数に、当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数

3 法第十二条の二第四項第二号二の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

- 一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十二條の二の二第一項第一号、第二十七條の二第二号イ並びに第二十七條の五第一項第三号及び第十一号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）
- イ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務 アナログ電話用設備である固定端

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 （略）

一 （略）

イ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される

末系伝送路設備に対応する部分に係るもの

ロ・ハ (略)

二・三 (略)

(指定電気通信役務の料金の減免の基準)

第十九条の二の二 法第二十条第六項の総務省令で定める指定電気通信役務の料金の減免の基準は、次の各号に該当する通信に係る料金の減免とする。ただし、第三号に掲げる通信にあつては、当該指定電気通信役務の適正な原価に適正な利潤を加えた金額を下らない範囲内においてその料金の額を減免することができるものとする。

一・二 (略)

三 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）による警察庁若しくは都道府県警察の機関、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）に規定する国若しくは地方公共団体の消防の機関又は政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、若しくは論議することを目的としてあまねく発売される日刊新聞紙（その発行部数が一の題号について八千部以上であるもの）を発行する新聞社、放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者及び同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者をいう。）若しくはこれらにニュース若しくは情報（広告を除く。）を供給することを主たる目的とする通信社（以下「新聞社等」という。）の事業のための通信であつ

伝送路設備をいう。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務 アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの

ロ・ハ (略)

二・三 (略)

(指定電気通信役務の料金の減免の基準)

第十九条の二の二 法第二十条第六項の総務省令で定める指定電気通信役務の料金の減免の基準は、次の各号に該当する通信に係る料金の減免とする。ただし、第三号に掲げる通信にあつては、当該指定電気通信役務の原価を下らない範囲内においてその料金の額を減免することができるものとする。

一・二 (略)

三 (略)

て専用たる電気通信役務において取り扱われるもの

(基準料金指数の算定方法等)

第十九条の五 法第二十一条第一項の基準料金指数は、適用期間ごとに、次の式により算定するものとする。

$$\text{基準料金指数} = \text{前適用期間の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数}$$

$$\text{変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

2・3 (略)

4 第一項の生産性向上見込率は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来の原価及び利潤並びに今後の生産性向上を見込んだ将来の原価及び利潤から算定するものとする。

5・6 (略)

(特定ドメイン名電気通信役務の範囲)

第二十二條の二 法第二十四条第一号ハの総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十九条の二第一項第一号イに掲げる電気通信役務とする。

(基礎的電気通信役務の提供)

第二十二條の二の二 (略)

(提供条件の説明)

第二十二條の二の三 (略)

(禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定等)

第二十二條の三 (略)

2 法第三十条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。

この場合において、法第三十四条第二項に規定する第二種指定電気

(基準料金指数の算定方法等)

第十九条の五 (略)

2・3 (略)

4 第一項の生産性向上見込率は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定するものとする。

5・6 (略)

(基礎的電気通信役務の提供)

第二十二條の二 (略)

(提供条件の説明)

第二十二條の二の二 (略)

(禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定等)

第二十二條の三 (略)

2 法第三十条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。

この場合において、法第三十四条第二項に規定する第二種指定電気

通信設備を設置する電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内における全ての同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合計額とする。

一（略）

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（前号の電気通信事業者を除く。）の全てについてイに掲げる額にロに掲げる割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

イ（略）

ロ 当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務に係る特定移動端末設備の、当該電気通信事業者の業務区域における総数に占める当該都道府県における数の割合

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分が属する都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（第一号の電気通信事業者を除く。）の全てについて前号イに掲げる額に同号ロに掲げる割合と当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

（法第三十条第三項第二号の規定による電気通信事業者の指定及び

通信設備を設置する電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合計額とする。

一（略）

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（前号の電気通信事業者を除く。）のすべてについてイに掲げる額にロに掲げる割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

イ（略）

ロ 当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務に係る第二十三条の九の二第二項に規定する特定移動端末設備の、当該電気通信事業者の業務区域における総数に占める当該都道府県における数の割合

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分が属する都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（第一号の電気通信事業者を除く。）のすべてについて前号イに掲げる額に同号ロに掲げる割合と当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

その解除)

第二十二條の四 法第三十條第三項第二号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者に対する同号の行為の相手方となる同条第一項の規定により指定された電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

(禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告)

第二十二條の八 法第三十一條第七項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次の事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第三十一條第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ (略)

ロ 監督対象子会社ごとの、当該会社が法第三十條第四項各号及び第三十一條第二項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対して行つた監督の方法及びその実施状況

ハ 監督対象子会社ごとの、当該会社に委託をした業務に関する法第三十條第四項各号及び第三十一條第二項各号に掲げる行為の有無及び当該行為があつた場合にはその内容

三 (略)

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準

第二十二條の四 削除

(禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告)

第二十二條の八 (略)

一 (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 監督対象子会社ごとの、当該会社が法第三十條第三項各号及び第三十一條第二項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対して行つた監督の方法及びその実施状況

ハ 監督対象子会社ごとの、当該会社に委託をした業務に関する法第三十條第三項各号及び第三十一條第二項各号に掲げる行為の有無及び当該行為があつた場合にはその内容

三 (略)

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準

第二十三条の四 (略)

一〇十 (略)

十一 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。第二十三条の九の四第二号及び第二

十四条の五第九号において同じ。)

十二 (略)

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 他事業者が接続(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。)に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用を接続に關して行う場合における次の事項

イハ (略)

二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物、管路、とう道又は電柱等の場所に關して他事業者が負担すべき次に掲げる金額

(1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額(当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額)を基礎として接続料の原価及び利潤の算定

第二十三条の四 (略)

一〇十 (略)

十一 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。)

十二 (略)

2 (略)

一 (略)

二 (略)

イハ (略)

二 (略)

(1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額(当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額)を基礎として接続料の原価の算定方法(自

方法（自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

(2) 電柱等の場所にあつては、取得固定資産価額（合理的な予測に基づき算定された電柱等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等）を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法（自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

ホ イ(1)の情報の開示を受ける場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）

へ・ト (略)

三 (略)

四 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事、保守又は料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用す

己資本利益率の値については接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

(2) 電柱等の場所にあつては、取得固定資産価額（合理的な予測に基づき算定された電柱等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等）を基礎として接続料の原価の算定方法（自己資本利益率の値については接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

ホ イ(1)の情報の開示を受ける場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額（接続料の原価の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）

へ・ト (略)

三 (略)

四 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額（接続料の原価の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）

る。

五〇八 (略)

九 光信号端末回線伝送機能（第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表一の項に規定するものをいう。）であつて光信号分離装置（通信用建物外に設置されるものに限る。以下この号において同じ。）を用いて光信号伝送用の回線により通信を伝送するものである場合にあつては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が一の光配線区画（一の光信号分離装置に收容し得る光信号伝送用の回線（加入者側終端装置と接続するものに限る。以下この号において同じ。））を利用することができる区域で、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設定するものをいう。）において、光信号伝送用の回線を各電気通信事業者の光信号分離装置に收容する際に既に当該電気通信事業者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装置に光信号伝送用の回線を收容する条件

十 番号ポータビリティ機能（第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表二の項に規定するものをいう。）の接続料について、同令第十五条の二ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し、当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項

五〇八 (略)

九 番号ポータビリティ機能（接続料規則第四条の表二の項に規定するものをいう。）の接続料について、同令第十五条の二ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し、当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項

十一・十二 (略)

3 (略)

(第二種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の九の二 (略)

2| (略)

3| 法第三十四条第一項の当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物（以下「第二種指定中継系交換局」という。

）との間に設置される伝送路設備（以下「第二種指定中継系伝送路設備」という。）

三・四 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、

十・十一 (略)

3 (略)

(第二種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の九の二 (略)

2| 法第三十四条第一項の総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

3| (略)

4| (略)

一 (略)

二 (略)

イ・ロ (略)

ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備

三・四 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、

様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）及び様式第十七の四の二から第十七の四の七までの接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。

この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもつて表示することができる。

一〇三 (略)

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（次条第二号及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。）の責任に関する事項

五 第二十三条の九の五第一項各号に掲げる事項

様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）を添えて提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下この条において「他事業者」という。）の責任に関する事項

五 接続協定の締結及び解除の手續

六 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間

七 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

八 重要通信の取扱方法

九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十 有効期間を定めるときは、その期間

十一 他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項若しくは第百五十七条第一項のあつせん又は法第百五十五条第一項

(第二種指定電気通信設備との接続箇所)

第二十三条の九の四 法第三十四条第三項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

一 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるものに限る。)における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

二 第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備(他事業者が設置する電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであつて、データ伝送役務の提供に用いられるもの限り、専ら無線設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用して、データ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。)

三 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備(特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。)における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 
- 一 他事業者が接続の請求等を行う場合における次の事項
    - イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの
      - (1) 他事業者との接続箇所がある第二種指定電気通信設備を設置する場所その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続
      - (2) 接続の請求を行い当該請求への回答（当該請求に即応がでない旨のものである場合には当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。）を受ける手続
      - (3) 接続協定の締結及び解除の手続
    - ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から当該開示の日までの標準的期間
    - ハ 接続の請求の日から当該請求への回答を受け接続が開始される日までの標準的期間
  - 二 他事業者が接続（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物等の利用を接続に関して行う場合における手続
  - 三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号
-

及び第五号において同じ。)の提供に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム若しくはSIMカード(電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第十条に規定するSIMカードをいう。)の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務の提供に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第九号)第九条第三項の規定を準用する。)

五 ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのある他事業者の利用者に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

## 六 重要通信の取扱方法

七 他事業者が接続に関して行う請求及び第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式

八 他事業者との協議が調わないときの法第五十四条第一項若しくは第五十七条第一項のあつせん又は法第五十五条第一項若しくは第五十七条第三項の仲裁による解決方法

九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十 有効期間を定めるときは、その期間

2 前項第一号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(届け出た接続約款の公表)

第二十三条の九の六 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

一 八 (略)

九 ルータにより符号を交換する機能

十 十三 (略)

十四 SIPサーバ(アイ・ピー・アドレスの付与、電気通信役務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロ

(届け出た接続約款の公表)

第二十三条の九の四 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 (略)

一 八 (略)

九 ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換する電気通信設備をいう。)により符号を交換する機能

十 十三 (略)

十四 SIPサーバ(IPアドレス(インターネットプロトコルによる通信を行うための電気通信設備を識別するために割り当てら

トコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備をいう。)によりセッション制御(呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。)を行うための機能

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の届出)

第二十五条の五 法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の開始の届出をしようとする者は、様式第十八の五の届出書(第二十五条の七第四号に規定する場合に該当する場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。)を総務大臣に提出しなければならない。

(法第三十八条の二の総務省令で定める区分)

第二十五条の六 法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の一から三十一までに掲げる電気通信役務の区分とする。

(法第三十八条の二の総務省令で定める事項)

第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

れる番号をいう。)の付与、電気通信役務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備をいう。)によりセッション制御(呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。)を行うための機能

第二十五条の五から第二十五条の七 削除

- 二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類ごとの当該卸電気通信役務の提供の業務を開始し、変更し、又は廃止した年月日
- 三 当該卸電気通信役務の種類ごとの業務区域
- 四 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が、同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者（以下「卸先電気通信事業者」という。）（この次に掲げる事項イ 当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称  
ロ 当該卸先電気通信事業者が提供を受ける卸電気通信役務（以下この条において「提供卸電気通信役務」という。）の内容  
ハ 当該提供卸電気通信役務に関する料金  
ニ 当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）  
ホ 当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項  
ヘ 当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項  
ト 電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担

の方法

チ 電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項

リ 重要通信の取扱方法

又 当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項

ル イから又までに掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項

ヲ 有効期間を定めるときは、その期間

一 電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するFTTHアクセスサービスをいう。以下この表において同じ。）

一 当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける当該FTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線（当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設

<p>二 電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はBWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十三号に規定するBWAアクセスサービスのうち</p>	
<p>一 当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける携帯電話又はBWAアクセスサービスに用いられる伝送路</p>	<p>置する共同住宅等内のVDSL設備その他の電気通信設備を用いて提供されるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備とその利用者の電気通信設備との間の電気通信回線。二において同じ。）の数が五万未満のものを除く。）</p> <p>二 その提供を受ける当該FTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が五十万以上の電気通信事業者</p> <p>三 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者</p>

<p>無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。)</p> <p>( 向けに提供するものを除く。以下この表において同じ。)</p>	<p>設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。)</p> <p>二 その提供を受ける携帯電話又はBWAアクセスサービスに用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上の電気通信事業者</p>
---	--

(卸電気通信役務に関する契約約款)

第二十五条の七の二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、前条第四号の表の上欄に掲げる卸電気通信役務に関する料金その他の提供条件(同号(イ)を除く。( )に掲げる事項に限る。 ) について契約約款を定め、公表して

いるものを総務大臣に届け出ることができる。この場合において、当該契約約款による当該卸電気通信役務の提供の業務に係る同条の規定の適用については、同条中「は、次に掲げる事項」とあるのは、「は、次に掲げる事項（第四号に掲げるものを除く。）」とする。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、様式第十八の六の届出書に、同項の契約約款を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定により届け出た契約約款の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の六の届出書に、当該契約約款の新旧対照を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

4 第一項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出）

第二十五条の七の三 法第三十八条の二の規定による届け出た事項の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の七の届出書（第二十五条の七第四号に掲げる事項に変更がある場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

（卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出）

第二十五条の七の四 法第三十八条の二の規定による第一種指定電気

通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の廃止の届出をしようとする者は、様式第十八の八の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(総務大臣が整理し、公表する情報)

第二十五条の十 法第三十九条の二第四号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 法第二十九条第一項の規定による命令（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対してしたものであつて、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に関するものに限る。）に関して作成し、又は取得した情報

二 法第三十条第一項及び第三項第二号の規定による指定並びに同条第五項の規定による命令に関して作成し、又は取得した情報

三 法第三十一条第一項の規定による指定、同条第四項の規定による命令及び同条第七項の規定による報告に関して作成し、又は取得した情報

四 法第三十三条第六項及び第八項の規定による命令に関して作成し、又は取得した情報

五 法第三十四条第三項の規定による命令に関して作成し、又は取得した情報

六 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対してした行政指導（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第六号に規定する行政指導のうち、第一

種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に関するものに限る。）に關して作成し、又は取得した情報

（総務省令で定める基準に適合することを要しない電気通信番号）

第二十九条の四 法第五十条第一項ただし書の総務省令で定める電気

通信番号は、次に掲げるものとする。

一 ドメイン名

二 アイ・ピー・アドレス

（端末設備の接続の検査）

第三十二条 法第六十九条第一項の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 一六（略）

七 本邦に入国する者が、自ら持ち込む端末設備（法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準に適合しているものに限る。）であつて、当該者の入国の日から同日以後九十日を経過する日までの間に限り使用するものを接続するとき。

2（略）

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）

第五十四条の二 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）第

八条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 データベース（法第十二条の二第四項第二号に規定する利用者（以下この号において「利用者」という。）に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう

（端末設備の接続の検査）

第三十二条（略）

一 一六（略）

2（略）

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）

第五十四条の二（略）

一 データベース（法第十八条第三項に規定する利用者（以下この号において「利用者」という。）に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成

に体系的に構成したものをいう。)その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備

二〇四 (略)

(ドメイン名電気通信役務等の範囲)

第五十九条の二 法第六十四条第二項第一号の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。

一 ドメイン名の一部(ドメイン名の末尾を含むものに限る。以下同じ。)の前に任意の文字を付し、新たなドメイン名として使用する権利を有する電気通信事業者が、当該ドメイン名の一部に関して提供する電気通信役務であつて、次に掲げるもの

イ 国、地方公共団体その他これらに類するものの名称を表す文字及びドットの記号の組合せによるドメイン名の一部として総務大臣が別に告示するものに関して提供するもの

ロ 契約数が三十万以上のもの(イに掲げるものを除く。)

二 前号に規定する電気通信役務以外の電気通信役務(他人の電気通信設備に記録された情報の複製により、入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を用いるものを除く。)であつて、契約数が三十万以上のもの

2 | 法第六十四条第二項第二号の総務省令で定める電気通信番号は、文字及びドットの記号の組合せを末尾とする文字、数字又は記号の組合せとする。

3 | 法第六十四条第二項第三号の総務省令で定める電気通信番号は

したものをいう。)その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備

二〇四 (略)

次のいずれかに掲げるものとする。

一 数字及びドットの記号の組合せであつて、三十二ビットの値を表すもの

二 数字（数字に代わつて用いられる文字を含む。）及びコロンの記号の組合せであつて、百二十八ビットの値を表すもの

（申請等の方法）

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を經由して行うことができる。

一 （略）

一の二 法第十二条の二第一項の登録の更新の申請

二・三 （略）

四 法第十七条第二項の承継の届出（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）

五〇七七 （略）

十八 法第四十四条第一項又は第三項の届出

一九〇三三四 （略）

2 次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所を管轄する総合通信局長を經由して行うものとする。

一 （略）

次のいずれかに掲げるものとする。

一 数字及びドットの記号の組合せであつて、三十二ビットの値を表すもの

二 数字（数字に代わつて用いられる文字を含む。）及びコロンの記号の組合せであつて、百二十八ビットの値を表すもの

（申請等の方法）

第六十九条 次の各号に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等をその者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を經由して行うことができる。

一 （略）

二・三 （略）

四 法第十七条第一項の承継の届出（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）

五〇七七 （略）

十八 法第四十四条第一項又は第二項の届出

一九〇三三四 （略）

2 次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告をその者の住所を管轄する総合通信局長を經由して行うものとする。

一 （略）

二 法第十七条第二項の承継の届出（法第十六条第一項の届出をし  
た者に係るものに限る。）

三六（略）

二 法第十七条第一項の承継の届出（法第十六条第一項の届出をし  
た者に係るものに限る。）

三六（略）

改 正 案	現 行
<p>様式第 1 (第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 1 項関係)</p> <p>電気通信事業登録 <u>（登録更新）</u> 申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) <input type="checkbox"/> 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>注 (略)</p>	<p>様式第 1 (第 4 条第 1 項関係)</p> <p>電気通信事業登録申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) <input type="checkbox"/> 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>注 (略)</p>

<p>様式第2 (第4条第2項、第4条の2第2項、第10条第4項、第11条第5項第7号、第40条の9第3項第9号、第40条の18第1項第4号、第40条の18第2項第6号、第40条の18第3項第10号関係)</p>	<p>誓約書</p>	<p>年 月 日</p>	
<p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) <input type="checkbox"/> 連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p>	<p>様式第2 (第4条第2項、第10条第4項、第11条第5項第7号、第40条の9第3項第9号、第40条の18第1項第4号、第40条の18第2項第6号、第40条の18第3項第10号関係)</p>	<p>誓約書</p>	<p>年 月 日</p>
<p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) <input type="checkbox"/> 連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p>	<p>登録(登録の更新) (認定) (認可) 申請者 (報告を行う電気通信事業者) (電気通信事業を承継した者) が電気通信事業法第12条第1項第1号から第3号まで (電気通信事業法第12条の2第2項の規定により進用する同法第12条第1項第1号から第3号まで) (及び) (第118条第1号から第3号まで) に該当しないことを誓約します。</p>	<p>注 (略)</p>	
<p>注 (略)</p>	<p>注 (略)</p>		

<p>様式第3 (第4条第3項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第3項及び第4項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係)</p>	<p>様式第3 (第4条第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第3項及び第4項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係)</p>
<p>ネットワーク構成図</p>	<p>ネットワーク構成図</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

様式第4（第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
1 ） 27	(略)	携帯電話に係るもの
		PHSに係るもの
28	仮想移動電気通信サービス	BWAアクセスサービスに係るもの
		第59条の2第1項第1号イに掲げるもの
29	ドメイン名電気通信役務	第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの
		第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの
		第59条の2第1項第2号に掲げるもの
30	電報	受付及び配達の業務を行う場合
		受付及び配達以外の業務を行う場合
31	上記1から30までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2、5及び8に該当する場合は、この限りでない。

- 2・3 (略)
- 4 3に定めるもののほか、電気通信役務の種類の定義については、電気通信事業報告規則（以下「報告規則」という。）第1条第2項に定めるところによること。
- 5～7 (略)
- 8 ドメイン名電気通信役務のうち「第59条の2第1項第1号イに掲げるもの」又は「第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。
- 9・10 (略)

様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
1 ） 27	(略)	
28	(略)	
29	(略)	
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び5に該当する場合は、この限りでない。

- 2・3 (略)
- 4 3に定めるもののほか、電気通信役務の種類及び定義については、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）第1条第2項に定めるところによること。
- 5～7 (略)
- 8・9 (略)

電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等

1	登録の更新を受ける事由	
2	1の項の事由が生じた日	
3	新たに指定をされた電気通信設備の種類	
4	合併、分割による電気通信事業の全部若しくは一部の承継又は電気通信事業の全部若しくは一部の譲受け（以下「合併等」という。）の事由の別	
5	合併等の当事者の住所、名称及び代表者の氏名	
6	合併等の理由	
7	法第12条の2第1項第4号の事由の発生に係る当事者の住所、名称及び代表者の氏名	
8	申請者の特定関係法人となつた事由	
	参考事項	

注1 1の項については、法第12条の2第1項各号に掲げる事由の別を記載すること

- 2 3の項については、法第12条の2第1項第1号の事由に該当する場合には、法第33条第1項の規定によるもの又は第34条第1項の規定によるものを記載すること。
- 3 4から6までの項については、法第12条の2第1項第1号から第3号までに該当する場合に記載すること。
- 4 7及び8の項については、法第12条の2第1項第4号に該当する場合に記載すること。
- 5 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

電気通信事業の登録の更新に係る事業収支見積書

項目	年 月 日～年 月 日	備考
電気通信事業収入	千円	
(何) 事業収入		
その他の収入		
計		
電気通信事業支出		
人件費		
経費		
借料・損料		
修繕費		
その他		
減価償却費		
通信設備使用料		
租税公課		
その他		
(何) 事業支出		
その他の支出		
法人税、住民税及び事業税		
計		
差 引 利 益		

注1 電気通信事業以外の事業について、(何) 事業収入及び(何) 事業支出として記載すること。

2 備考欄には、算出の根拠その他参考事項となる事項を記載すること。

1 音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出

音声伝送交換機能に 係る費用	契約数 連動費用	トラヒック連 動費用	接続料 対象外 費用	接続料原価	
				音声伝 送交換 機能	MNP 転送機能
営業費					
運用費					
施設保 全費					
共通費					
管理費					
試験研 究費					
研究費					
償却 減価償 却費					
固定資 産除却 費					
通信設 備使用 料					
租税公 課					
合計					

注 1 「音声伝送交換機能」、「MNP 転送機能」及び「SMS 伝送交換機能」は、それぞれ第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる機能をいう。

- 2 「音声伝送交換機能に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）別表第三の「音声伝送交換」の項のうち、「携帯電話」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。
- 3 「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、この様式の 3（機能別接続料原価算入営業費明細表）を併せて提出すること。

2 データ伝送交換機能の接続料原価の算出

	データ伝送 送役務に 係る費用	回線容量課 金対象外費 用	回線容量課 金 対象費用	接続料対象 外費用	接続料原価
	営業費				
運用費					
施設保全費					
共通費					
管理費					
試験研究費					
研究費償却					
減価償却費					
固定資産 除却費					
通信設備 使用料					
租税公課					
合計					

注1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2号に掲げる機能をいう。

2 「データ伝送役務に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則別表第三の「データ伝送役務」の項のうち、「携帯電話・BWA」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。

3 「接続料対象外費用」の欄には、「データ伝送役務に係る費用」のうち、自らが設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供するデータ伝送交換機能に係る費用でないものがある場合にあつては、当該費用が個別に分かるように記載すること。

4 「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、この様式の3（機能別接続料原価算入営業費明細表）を併せて提出すること。

3 機能別接続料原価算入営業費明細表

	音声伝送交 換機能に算 入する営業 費の額	データ伝送 交換機能に 算入する営 業費の額	MNP転送 機能に算入 する営業費 の額	SMS伝送 交換機能に 算入する営 業費の額
営業費				
電気通信の啓発 活動に係るもの				

エリア整備・改善を目的とする情報収集に係るもの				
周波数再編の周知に係るもの				
合計				

注 「音声伝送交換機能」、 「データ伝送交換機能」、 「MNP転送機能」及び「SMS伝送交換機能」は、それぞれ第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能をいう。

様式第 17 の 4 の 3 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 機能に係るレートベース

項目	金額 (単位：円)	備考
機能に係るレートベース		
当該機能に係る正味固定資産		
当該機能に係る繰延資産		
当該機能に係る投資その他の資産		
当該機能に係る貯蔵品		
当該機能に係る運転資本		

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

2 「当該機能に係る正味固定資産」の項には、様式第 17 の 4 の 6 (役員別指定設備帰属明細表) により算定された額を記載すること。

3 「当該機能に係る運転資本」の項には、様式第 17 の 4 の 7 (機能別運転資本計算表) により算定された額を記載すること。

2 資本構成比

貸借対照表の額	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期首値)	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期末値)	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	
自己資本比率	

3 他人資本費用

項目	数値 (単位：円又はパーセント)	備考
他人資本費用		
機能に係るレートベース		
他人資本比率		
他人資本利率		
有利子負債に対する利率		
有利子負債以外の負債に対する利率		

	相当率		
--	-----	--	--

- 注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。
- 2 「他人資本比率」の項には、この様式の2（資本構成比）により算定された値を用いること。
- 3 「有利子負債に対する利子率」の項には、この様式の5（有利子負債に対する利子率）により算定された値を用いること。
- 4 「有利子負債以外の負債に対する利子相当率」の項には、平成28年総務省告示第 号（第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第9項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件）第2条に規定する値を用いること。

4 有利子負債・有利子負債以外の負債構成比

負債の勘定科目	原価及び利 週の算定期 間の期首値	原価及び利 週の算定期 間の期末値	平均値
有利子負債に該 当する勘定科目			
有利子負債の合 計額			

有利子 負債比率	
-------------	--

有利子負債以外 の負債に該当す る勘定科目			
有利子負債以外 の負債の合計額			

有利子負 債以外の 負債比率	
----------------------	--

注 「有利子負債に該当する勘定科目」及び「有利子負債以外の負債に該当する勘定科目」の項は、必要に応じて、適宜増減すること。

5 有利子負債に対する利子率

損益計算書上の 勘定科目	原価及び利潤の算 定期間の損益計算 書の額

合計	

貸借対照表上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額(期首値)	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額(期末値)	平均値
合計			
有利子負債に対する利子率			

注1 「損益計算書上の勘定科目」の欄は、営業外費用の勘定科目に限る。

2 「貸借対照表上の勘定科目」の欄は、有利子負債に該当する勘定科目に限る。

3 「損益計算書上の勘定科目」及び「貸借対照表上の勘定科目」の項は、必要に応じて、適宜増減すること。

6 自己資本費用

項目	数値(単位:円又はパーセント)	備考
自己資本費用		
機能に係るレートパー ス		
自己資本比率		
自己資本利益率		

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

2 「自己資本比率」の項には、この様式の2(資本構成比)により算定された値を用いること。

3 「自己資本利益率」の項には、この様式の7(自己資本利益率)により算定された値を用いること。

7 自己資本利益率

	原価及び利潤の前々算定期間の自己資本利益率	原価及び利潤の前算定期間の自己資本利益率	原価及び利潤の算定期間の自己資本利益率	過去三期平均値
リスクの低				

い 金融商品の平均金利				
$\beta$				
主要企業の平均自己資本利益率				
リスクの低い金融商品の平均金利				
自己資本利益率				

注1 「リスクの低い金融商品の平均金利」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第3項に規定するものをいう。

2 「 $\beta$ 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定するものをいう。

3 「主要企業の平均自己資本利益率」リスクの低い金融商品の平均金利」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第3項に規定するものをいう。

8  $\beta$

算定式	原価及び利潤の前々算定期間の $\beta$	原価及び利潤の前算定期間の $\beta$	原価及び利潤の算定期間の $\beta$
上記算定式を用いる理由			
算定式に代入する入力値			
$\beta$			

注1 「 $\beta$ 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定するものをいう。

2 「算定式」の項には、検証可能な形で算定式を示すこと。

3 「算定式に代入する入力値」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

4 「算定式に代入する入力値」の項には、原則として、貸借対照表の値（簿価）等公表されている値を用いること。

9 利益対応税

項目	数値（単位：円又はパーセント）	備考
利益対応税		

自己資本費用		
利益対応税率		
機能に係るレートベ ース×他人資本比率×有 利子負債以外の負債比 率×利子相当率		

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成するこ  
と。

1.0 利益対応税率

利益対応税率の算定式

利益対応税率の算定式に代入する入力値 (税率等)	
利益対応税率	

注1 「利益対応税率の算定式」の項には、検証可能な形で算定式を示すこと。

注2 「利益対応税率の算定式に代入する入力値 (税率等)」の項は、必要に応じ、  
適宜増減すること。

1.1 利潤

項目	数値 (単位: 円)	備考
利潤		
他人資本費用		
自己資本費用		
利益対応税		

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成するこ  
と。

様式第 17 の 4 の 4 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能に係る需要

項目 需要	数値 (単位: Mbps)	備考

注 1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

2 備考欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

2 MNP 転送機能に係る需要

項目	数値 (単位: 秒)	備考
転送呼の通信時間		

注 「MNP 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 3 号に掲げる機能をいう。

3 SMS 伝送交換機能に係る需要

項目	数値 (単位: 回数)	備考
自網内発着数		
相互接続に係る発着数		

注 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。

様式第 17 の 4 の 5 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位: 円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

2 MNP 転送機能の接続料

項目	数値 (単位: 円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「MNP 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 3 号に掲げる機能をいう。

3 SMS 伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位: 円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。

4 音声伝送交換機能に係る接続料（設備区分別明細表）

接続料原価	計	
	営業費	運用費
(11) 設備への帰属が認められないもの		
(10) 他事業者の電気通信設備と(1)～(9)との間に設置される伝送路設備		
(9) 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサージス制御局		
(8) 信号用中継交換機		
(7) 信号用伝送路設備		
(6) 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備		
(5) 第二種指定端末系無線基地局		
(4) 第一種指定中継系交換設備間の伝送路設備		
(3) 第二種指定中継系交換設備		
(2) 第二種指定中継系伝送路設備		
(1) 第一種指定端末系交換設備		
計		
(何)		



租税公課																				
計																				
利潤																				
需要																				
接続料(相 当額)																				

注1 同一設備区分の設備であっても、需要が異なる設備については区分して記載すること。

2 (1)から(11)までの設備区分によることが困難である場合には、必要に応じて、当該設備区分の欄を変更して記載すること。

役務別指定設備帰属明細表 (ロートベースの正味固定資産の算定)

事業年度 自 年 月 日  
至 年 月 日

(単位：円)

役務の種類	移動電気通信役務					
	音声伝送役務			データ伝送役務		
	二種指定設備	二種指定設備以外	合計	二種指定設備	二種指定設備以外	合計
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値
電気通信事業固定資産						
有形固定資産 (帳簿価額)						
機械設備						
空中線設備						
通信衛星設備						
端末設備						
市内線路設備						
市外線路設備						
土木設備						
海底線設備						
建物						
構築物						
機械及び装置						
車両及び船舶						
工具、器具及び備品						
休止設備						
土地						
リース資産						



機能別運転資本計算表 (レポートベースの運転資本の算定)

	音声伝送 交換機能 に係る運 転資本の 額	データ伝送 交換機能に 係る運転資 本の額	MNP 転送 機能に係る 運転資本の 額	SMS 伝 送交換機 能に係る 運転資本 の額
運転資本 (年額)				
営業費用				
一) 減価償却費				
二) 固定資産除却費				
三) 租税公課				
小計				
接続料の収納までの平均的 な期間				
運転資本 (期間額)				

注 1 「音声伝送交換機能」、「データ伝送交換機能」、「MNP 転送機能」及び「SMS 伝送交換機能」は、それぞれ第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条各号に掲げる機能をいう。

2 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄には、様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の値を記載すること。

3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄には、様式 17 の 4 の 2 表 2 (データ交換伝送機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の欄の値を記載すること。

4 「MNP 転送機能に係る運転資本の額」の欄には、様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「MNP 転送機能」の値を記載すること。

5 「SMS 伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄には、様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「SMS 伝送交換機能」の値を記載すること。

様式第 18 の 5 (第 25 条の 5 関係)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる  
卸電気通信役務の提供業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)

住 所  
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印  
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したので、電気通信事業法第 38 条の 2 の規定により、届け出ます。

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類			
当該卸電気通信役務の種類ごとの当該卸電気通信役務の提供の業務開始年月日			
当該卸電気通信役務の種類ごとの業務区域			
当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称			
当該提供卸電気通信役務の内容			
当該提供卸電気通信役務に関する料金			
当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等(金銭その他の財産をいう。)			
当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項			
当該第一種指定電気通信設備又			

	<p>は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項</p>			
	<p>電気通信設備の設置の工事その他の工事に關する費用の負担の方法</p>			
	<p>電気通信回線設備の使用の態様 に關し制限を設けるときは、その事項</p>			
	<p>重要通信の取扱方法</p>			
	<p>当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項</p>			
	<p>上記に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項 有効期間を定めるときは、その期間</p>			

- 注 1 「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第 4 の表の 1 から 3 1 までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。
- 2 添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 18 の 6 (第 25 条の 7 の 2 第 2 項、第 3 項関係)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる  
却電気通信役務に関する契約約款設定(変更)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつ

ては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者  
が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等が  
ある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法施行規則第 25 条の 7 第 2 項 (第 3 項) の規定により、別紙のとおり  
契約約款を設定(変更)するので届け出ます。

設定(変更)期日	
設定(変更)を必要とする理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 18 の 7 (第 25 条の 7 の 3 関係)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる  
卸電気通信役務の提供業務変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつ

ては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者  
が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等が  
ある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提  
供の業務について次のとおり変更したので、電気通信事業法第 38 条の 2 の規定により  
、届け出ます。

変更事項	変更前		変更後
	変更内容		
変更した年月日			
変更の理由			

注 1 添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所  
を示すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる

卸電気通信役務の提供業務廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を廃止したので、電気通信事業法第 38 条の 2 の規定により届け出ます。

廃止した年月日	
電気通信事業法第 18 条第 3 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注 1 「電気通信事業法第 18 条第 3 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法を具体的に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十六号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年 月 日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次項、附則第三項及び第七項の規定 公布の日

二 第二十三条の四第二項第八号の次に一号を加える改正規定及び附則第四項から第六項までの規定 平成二十八年四月一日

### (経過措置)

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「第一種指定事業者」という。)は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則(以下「新施行規則」という。)の規定に合致させるため、前項第二号に掲げる日前においても同条第二項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新施行規則の規定に合致している場合は、附則第一項第二号に掲げる日前においても当該申請を認可することができる。

4 第一種指定事業者は、平成二十八年三月三十一日までに附則第二項の規定による申請をしない場合は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新施行規則の規定に合致させるため、附則第一項第二号に掲げる日から三月以内に同条第二項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。

5 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、新施行規則の規定に合致しているものとみなす。

6 附則第一項第二号に掲げる日からこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間は、新施行規則第二十三条の四の規定の適用については、同条第二項第九号中「第一種指定電気通信設備接続料規則」とあるのは、「接続料規則」とする。

7 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「第二種指定事業者」という。)は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、新施行規則の規定に合致させるため、施行日前においても同項の規定に基づく変更の届出をすることができる。

8 第二種指定事業者は、施行日まで前項の規定による届出をしない場合は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、新施行規則の規定に合致させるため、施行日から三月以内に同項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。

9 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款は、前項の変更届出があるまでの間は、新施行規則の規定に合致しているものとみなす。

10 この省令の施行の際現に改正法附則第三条第七項に規定する電気通信事業者である者に係る新施行規則第二十五条の五、第二十五条の七及び様式第十八の五の規定の適用については、新施行規則第二十五条の五中「の開始の」とあるのは「の」と、新施行規則第二十五条の七中「は、次に掲げる事項」とあるのは「は、次に掲げる事項（第二号に掲げるものを除く。）」と、新施行規則様式第十八の五中「提供業務開始」とあるのは「提供業務」と、「を開始した」とあるのは「について」とする。